

2022年1月7日

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス
代表取締役社長 名和 亮一

吸收合併に関する事後開示書面

当社は、2022年1月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社 ISID エンジニアリングを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定される開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年1月1日

2. 吸收合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求

株式会社 ISID エンジニアリングが発行する全株式（自己株式を除く）を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当する事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

株式会社 ISID エンジニアリングが発行する全株式（自己株式を除く）を当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当する事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

株式会社 ISID エンジニアリングは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。

(4) 債権者の異議

株式会社 ISID エンジニアリングは、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、2021年10月19日に個別催告を行うとともに、2021年10月20日の官報において公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当する事項はありません。

(2) 本合併に反対する株主

当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、2021 年 10 月 20 日付の電子公告において、株主に対し、「連結子会社の合併（簡易合併）公告」を行いましたが、本合併に反対する株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2021 年 10 月 20 日の官報および同日付の電子公告において本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社 ISID エンジニアリングから、その資産・負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書類（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

吸収合併消滅会社である株式会社 ISID エンジニアリングの事前開示書類は、別添のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併による当社の変更登記申請および株式会社 ISID エンジニアリングの解散登記申請は、2022 年 1 月 7 日に行いました。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以上

2021年10月15日

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社 ISID エンジニアリング
代表取締役社長 武田 正利

吸收合併に関する事前開示書面

当社は、2022年1月1日を効力発生日として、株式会社電通国際情報サービスを吸收合併存続会社、株式会社電通国際情報サービスの完全子会社である当社を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定される開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
該当事項はありません。
4. 本合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
別紙2のとおりです。
6. 吸收合併が効力を生ずる日以降における吸收合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）
本合併後の株式会社電通国際情報サービスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の同社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における同社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

日本法規
040000
支MD1603

合併契約書

株式会社電通国際情報サービス（以下「甲」という。）と株式会社 ISID エンジニアリング（以下「乙」という。）とは、甲乙の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の各規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（当事会社の商号および住所）

甲および乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社電通国際情報サービス

住所：東京都港区港南二丁目 17 番 1 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社 ISID エンジニアリング

住所：東京都港区港南二丁目 17 番 1 号

第3条（対価の交付）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し、株式または金銭その他財産の乙の株主への交付は行われないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第5条（合併承認の決議）

甲は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本合併を行い、乙は、会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本合併を行うものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産または権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲および乙が協議のうえ、これを実行する。

第8条（表明・保証）

甲および乙は相互に、本契約締結日および効力発生日において、以下の事実の存在または不存在を表明し、これを保証する。

- (1) 本契約の締結およびその義務の履行について、必要な能力および権限を有し、必要なすべての取締役会決議等を経ており、その定款もしくは諸規則または自己が当事者である契約に違反せず、また、必要な届出等の手続がなされておりその条件に違反していないこと。
- (2) 相手方に提供した計算書類および附属明細書は、法令および定款に適合して作成され、財政状態および経営成績を適正に表示していること。
- (3) 自己が行っている事業の運営に関し法令上要求される全ての免許、許可若しくは認可の取得、登録または届出を行っており、全ての適用ある法令を遵守して事業を行っていること。また、現在および過去において、監督官庁により営業停止、営業許認可若しくは登録の取消処分、指導または調査を受けていないこと。
- (4) 保有している資産に抵当権、質権、留置権、譲渡担保権その他の担保権、売買予約、その他の制限は設定されていないこと。
- (5) 会社の運営、財政状態、経営成績、信用状況等に重大な悪影響を及ぼすべき裁判その他の法的手続または行政手続は係属しておらず、また、そのおそれもないこと。
- (6) 自己またはその役員及び従業員が、反社会的勢力と金銭の授受を含め何ら関係がないこと。

(7) 本条における事実の表明および保証並びに本契約締結に関して相手方に交付する書面および提供する情報は、重要な事実について虚偽ではなく、誤解を生じさせないために必要な重要な事實を欠いていないこと。

第9条（事情変更）

本契約締結後、効力発生日にいたるまでの間において、経済状況の変化または天災地変その他不測の事由が生じた時は、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができるものとする。この場合、甲および乙は、それぞれ相手方に対し、損害賠償その他金銭的補償の責任は負わないものとする。

第10条（契約解除）

甲および乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当する事由が生じた時は、催告を要することなく本契約を遡及的に解除することができる。

- (1) 本契約に基づく義務の履行（第8条の表明・保証を含む。）を一つでも怠ったとき
- (2) 本契約に基づく甲乙間の信頼関係を損なう行為があったとき
- (3) 相手方に対して重大な損害を与えた時、またはそのおそれがあったとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき
- (5) 支払の停止があったときまたは手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (6) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったときまたは滞納処分を受けたとき
- (7) 監督官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき

第11条（誠実協議）

本契約に関する疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項については、当事者が誠実に協議してこの解決をはかるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約締結の証として、甲及び乙は本書1通を作成し、各々記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2021年9月30日

甲

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス

代表取締役社長 **名和亮一**



乙

東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社ISIDエンジニアリング
代表取締役社長 **武田正利**



第7期 事業報告

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

株式会社 I S I D エンジニアリング

事業報告

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調でスタートしたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により急速に悪化し、極めて厳しい状況が継続しました。情報サービス産業におきましても、景気悪化に伴って、一部の業種・企業においてIT投資の抑制や先送りの動きが見られました。

かかる経済環境の下、当社は、革新的ものづくりの実現を支援するため、本質的な機能に着目した開発手法である「機能で考える開発」を製造業企業に対して提供してまいりました。しかし、当社設立以降、最高売上高を記録した2018年をピークとして、2019年、2020年と2期連続で売上高が大幅に減少し、業績を回復できない状況が続き、親会社である株式会社電通国際情報サービス（以下、ISID）の支援を受け、「再建計画」を立案し、実行を開始しております。

主要顧客である自動車業界、特にパワートレイン部門の急激な投資抑制に機動的に対処できなかったこと、また、顧客の技術課題に対して、「機能で考える開発」の「考え方」の啓蒙から一気通貫で独自ソリューション（機能ブロック図作成、メカニズム解説、モデル作成）を提供するアプローチでは、効果を獲得するのに時間がかかり、投資効果が見えにくい、などの理由で受注には至らず、業績を回復することができませんでした。

当事業年度の売上高は、148百万円（前期比131百万円減）、経常損失148百万円（前期比81百万円減）、当期純損失148百万円（前期比81百万円減）と、前期に比べ減収・減益となりました

(2) 対処すべき課題

「再建計画」の実行による黒字転換であります。

まずは短期的な施策として、顧客課題に対しより即効性のある事業に注力すべく、モデル作成事業はISID製造ソリューション事業部へ移管する一方、「機能で考える開発」の啓蒙活動においては、リモート対応実施などを通じて効率化を図ります。これらの施策により人員体制の縮小と費用削減を実現し、より小回りの利く機動的な対応を可能とする体制の構築を目指します。

当初の目論見であった「グローバル競争が激化する製造業では、製品開発における設計初期の検討精度を高めることは、革新的ものづくりを実現するための重要な課題である」ことに変化はなく、設立当初からの「機能で考える開発」を基盤としつつも、顧客視点で価値が理解され、顧客実装展開のための具体的なソリューションとして提供できるよう、下記戦略に沿って提供することに邁進してまいります。

- ① 製造業顧客が抱える技術課題に即時性をもって応えること、具体的なソリューションとして「機能ブロック図作成（機能企画・中間特性法など）」「メカニズム解明」を顧客実装することで日本の顧客・製造業支援を実施すること。
- ② ISID の事業部と一体となり、CAE およびモデルベース開発を顧客実装、産学協調など仲間を増やしながら、ISID グループのビジネスモデルの幅の拡大を図ります。

上記 2 つの戦略実施にあたっては、事業部営業と重要案件を見定めトップコンタクトを含めた重点的な対応により受注確度を上げ、有償稼働率を向上させるとともに、社員 1 人 1 人の価値、アプローチ、そしてアピール方法を考え、発信することにより更なる売上増加を図り、早期黒字化を目指してまいります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資はありませんでした。

(5) 当事業年度の財産、損益の状況

区分	第 7 期 当期 (2020 年 12 月期)
売 上 高 (千円)	148,819
経 常 利 益 又 は (千円) 経 常 損 失 (△)	△148,318
当期純利益又は (千円) 当期純損失(△)	△148,608
1 株当たり当期純利益又は (円) 1 株当たり当期純損失(△)	△24,768
純 資 産 (千円)	△205,708

(6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社電通国際情報サービスであり、同社は当社株式を 6,000 株（出資比率 100.0%）保有しております。当社は、同社よりエンジニアリングコンサルティング業務、技術支援業務等を受託しております。

(7) 主要な事業内容（2020 年 12 月 31 日現在）

- ① 製造業向けエンジニアリングコンサルティング

(8) 主要な事業所（2020 年 12 月 31 日現在）

本社 (東京都港区)

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
17名	46.5歳	4.8年

(注)1. 従業員数は、就業人員について記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

株式会社電通国際情報サービス 214,574千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000株
- ③ 株主数 1名

(2) 会社役員の状況 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼務の状況
代表取締役	吉 本 敦	・当社 代表取締役 ・株式会社電通国際情報サービス 取締役 専務執行役員
代表取締役社長	武 田 正 利	・当社 代表取締役社長 ・株式会社電通国際情報サービス 執行役員
取 締 役	上 原 伸 夫	・当社 取締役 ・株式会社電通国際情報サービス 副社長執行役員
取 締 役	岩 本 浩 久	・当社 取締役 ・株式会社電通国際情報サービス 上席執行役員 製造ソリューション事業部長
取 締 役	海 野 慎 一	・当社 取締役 ・株式会社電通国際情報サービス 執行役員、製造ソリューション事業部 事業部長補佐
監 査 役	酒 井 次 郎	・当社 監査役 ・株式会社電通国際情報サービス コーポレート本部 経理部長

3. 決算後に生じた重要な事実

記載すべき重要な事項はありません。

以 上

(注)事業報告書中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率および1株当たりの当期利益については四捨五入しております。

貸借対照表

2020年 12月31日現在

株式会社ISIDエンジニアリング

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,472	流動負債	250,117
現金及び預金	12,952	買掛金	396
売掛金	11,882	短期借入金	214,574
仕掛品	245	未払金	10,407
貯蔵品	119	未払費用	3,891
前渡金	197	未払賞与	16,042
前払費用	1,583	未払法人税等	645
その他	493	未払消費税等	538
固定資産	16,937	前受金	357
有形固定資産	1,607	預り金	3,264
建物附属設備	515	負債の部合計	250,117
工具器具備品	1,091	純資産の部	
無形固定資産	496	株主資本	△205,708
ソフトウェア	362	資本金	150,000
その他	134	資本剰余金	150,000
投資その他の資産	14,833	資本準備金	150,000
敷金	14,493	利益剰余金	△505,708
その他	339	その他利益剰余金	△505,708
		(うち当期純利益)	(△148,608)
		純資産の部合計	△205,708
資産の部合計	44,409	負債及び純資産合計	44,409

損益計算書

自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

株式会社ISIDエンジニアリング

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		148,819
売上原価		93,174
売上総利益		55,645
販売費及び一般管理費		204,084
営業利益		△148,439
営業外収益		
その他	359	359
営業外費用		
支払利息	236	
為替差損	2	238
経常利益		△148,318
税引前当期純利益		△148,318
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純利益		△148,608

株主資本等変動計算書

自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

株式会社ISIDエンジニアリング

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	純資産合計		
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	150,000	150,000	150,000	-	-	△357,099	△357,099	△57,099	△57,099		
当期変動額											
剰余金の配当							-	-	-		
当期純利益金額						△148,608	△148,608	△148,608	△148,608		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△148,608	△148,608	△148,608	△148,608		
当期末残高	150,000	150,000	150,000	-	-	△505,708	△505,708	△205,708	△205,708		

(第7期) 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

① 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法

貯蔵品：最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

a 有形固定資産

定率法を採用しております。2016年4月1日以後取得の建物附属設備、構築物に関しては定額法となります
が発生しておりません。

b 無形固定資産

自社利用目的ソフトウェア：社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

③ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

① 有形固定資産の減価償却累計額 5,629千円

② 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

a 短期金銭債権 11,882千円

b 長期金銭債権 14,493千円

c 短期金銭債務 216,034千円

【損益計算書に関する注記】

① 関係会社との取引高

a 売上高 146,554千円

b 仕入高 8,779千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

① 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	6,000	-	-	6,000

② 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

a 配当金支払金額

該当事項はありません。

b 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 電通国際情報 サービス	被所有 直接 100%	当社販売先、 役員の兼任	エンジニアリング サービスの提供	146,554	売掛金	11,882
				業務運営支援等 の委託	8,779	未払金	1,346
				資金の借入	145,612	短期借入金	214,574
				資金の返済	8,000		
				利息の支払	236	未払費用	29
				敷金の差入	-	敷金	14,493
親会社の子会社	株式会社 ISIDアシスト	-	業務運営支援等の委託	業務運営支援等 の委託	10,101	未払金	918

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引所件については、個別の交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

① 1株当たり純資産額

△34,284円 69銭

③ 期中平均株式数

6,000株

② 1株当たり当期純利益

△24,768円 12銭

監査報告書

私は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年2月18日

株式会社 I S I D エンジニアリング

監査役 酒井 八重子 